

沖縄県離婚前後家庭支援事業（養育費の履行確保等に資する事業）

事業実施の目的

この事業は、離婚を考える父母等に対し、離婚後もこどもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもの養育やこどもを養育する家庭の生活等について考える機会を提供し、養育費の支払いや親子交流に関する取決めの促進を図るとともに、ひとり親家庭等に対する各種支援に関する情報提供等を行うことで、ひとり親家庭等のこども及びその家庭等の福祉の向上を図ることを目的として実施しています。

